

○藤本企画官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」第5回会合を開催させていただきます。

皆様には、御多忙の中御出席いただき、誠にありがとうございます。私、内閣府防災の藤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も、対面とオンラインによるハイブリッドでの会議形式を取らせていただいております。ハウリング防止のため、御発言される場合以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。

また、本会議は、各府省庁、都道府県のオンライン傍聴に加え、報道関係者が会場で傍聴できる形式を取らせていただいております。オンラインにて傍聴されております皆様におかれましても、ハウリング防止のため、マイクをミュートにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本日の出欠状況につきまして御報告いたします。

酒井委員、阪本委員におかれましては、所用により本日は御欠席となっております。馳知事におかれましては、公務の都合上、途中からの御出席となっております。それまでの代理といたしまして、飯田重則危機管理監に御出席いただいております。坂口市長におかれましては、公務の都合上、途中で御退席となります。その後の代理としまして、中山由紀夫副市長に御出席いただけます。なお、大原委員におかれましては、所用のため、途中で一時離席されます。

また、議事に応じまして御出席いただいております御発表者の皆様におかれましては、会議の時間の都合上、誠に恐縮ではございますが、御紹介は別途配付しております御発表者名簿をもって代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報道機関のカメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思います。会議の円滑な進行のため、御協力をよろしくお願いいたします。

（報道関係者退室）

○藤本企画官 それでは、配付しております資料の御確認をさせていただきます。

資料につきましては、議事次第、委員等名簿、発表者名簿のほか、議事（1）に関わるものとしまして右肩資料1から5でございます。また、議事（2）に関わるものとしまして非公表資料1がございます。なお、非公表資料につきましては、円卓の関係者のみの配付とさせていただきます。また、参考資料につきましては、参考資料1から3がございます。

資料としましては以上でございます。不足等がございましたら、事務局までお知らせいただけますと幸いです。

それでは、以下の進行は福和主査にお願いしたいと思います。

福和主査、よろしくお願いいたします。

○福和主査 おはようございます。福和でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは、今、藤本企画官からも話ございましたが、今回の議事の（２）の取扱いについてだけ先に議論させていただければと思います。両括弧（２）は報告書のとりまとめに関わる議事になっていまして、今日は部外秘という形の取扱いになっております。

この扱いについて、まずは事務局のほうのお考えをお聞かせいただければと思います。

○森久保参事官 事務局をしております内閣府防災参事官の森久保でございます。

このワーキンググループの報告書のとりまとめに関する議事につきましては、議論途中の段階の資料等を公表することで社会に混乱を及ぼす可能性があるということから、事務局といたしましては非公開で行いたいと考えておりますが、本ワーキンググループ設置要領の規則第10に従いまして、福和主査にお諮りさせていただければと思います。

○福和主査 原則いろいろな議論につきましては公開とさせていただいた上で、最終的な報告書のとりまとめ方については、できれば委員の方々の闊達な意見をいただきたいということで、可能であれば非公開でまずは議論を自由にさせていただけるといいかなと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○福和主査 では、そのような形で取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、順に本日の議事に入ってまいりたいと思います。

本日の議事は、１つ目が「分野横断的な対応について」、２つ目が「報告書目次（案）について」の２点になります。

まずは、最初に議事（１）の「分野横断的な対応について」に入りますが、順に資料について説明をいただいた上で、その後、委員の方々との意見交換を行うというような形にさせていただきます。

それで、非常に限られた時間ではございますが、一応委員の方々には事前に資料を配付させていただいておりますので、今日発表者の方々におかれましては、できる限り持ち時間の中でポイントを絞って御説明をいただければ幸いです。

では、最初に参考資料１から３と資料１について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○森久保参事官 それでは、議事に先立ちまして、まず参考資料１から３につきまして御説明をさせていただきます。

まず、参考資料１でございます。第２回ワーキンググループの議事要旨についてでございます。各委員には既に御確認をいただいておりますので、この会議終了後、ホームページに掲載したいと考えてございます。

それから、参考資料２でございます。同じく第２回のワーキンググループにおける主な意見等ということで、まず最初の３ページ目までが一覧表になってございます。左側は御

意見の概要、それから、右側は回答もしくは対応方針という整理をしています。

本資料におきまして、4ページ目以降、資料をつけさせていただいて御説明するもの、報告書とりまとめにあたって事務局で留意するもの、それから、今後の課題として検討するものといった形で整理をしていますので、これも後ほど御確認いただければ幸いです。

それから、参考資料3でございます。能登半島地震における現在の対応状況と教訓を踏まえた今後の災害対策ということで、能登半島地震への対応の最新の状況をまとめた資料になってございます。

1ページ目の左下、人的被害ということで、死者341名、うち災害関連死112名ということで、災害関連死の認定が進んできておりまして、現在112名まで数字が計上されているというようなことになってございます。

それから、その下の緑の表ですが、住宅被害ということでのまとめでございますけれども、今までの集計は非住家を含むということになっておりまして、住家のみに限定して再集計をしたということになっておりまして、従前の数字よりは少なめの数字となっております、全壊6,273棟、半壊2万892棟などとなっているということでございます。

それから、2ページ目以降ですが、8月26日に行われました復旧・復興支援本部といったものの会議資料をお付けしてございます。タスクフォースの会議の開催状況、それから、3ページ目は公費解体の状況等についての最新の状況でございますので、これも後ほど御参照いただければと思います。

資料はページが飛びまして、19ページ目でございます。能登半島地震の教訓を踏まえた災害対応の強化という資料をお付けしてございます。既に6月に取りまとめた自主点検レポートの中から、特に重要なものなどにつきまして基本的な方向性を示した資料になってございます。

左側、政府の災害対応体制の強化というところがございますが、中ほどに赤字で書いていますけれども、発災時の応援体制を確保ということで、各府省庁の災害対応要員に加え、内閣府防災の勤務経験者等の人材に対し、平時から定期的な訓練・研修を行い、南海トラフ地震の際にも即応できる体制を確保ということで、数字にいたしますと1,000人規模の体制を想定していこうということにしております。

それから、そのすぐ下でございますけれども、司令塔機能の強化ということで、防災監というポストを設けることも予定しているということでございます。

それから、右側、被災者に寄り添った支援体制の強化ということで、避難所の環境整備のさらなる推進、保健・医療・福祉支援の体制・連携強化等をここで打ち出しているということになってございます。

参考資料3の御説明は以上でございます。

それでは、本日の議事に関連いたしまして、資料1でございます。

議事の(1)「分野横断的な対応について」ということで、それぞれ御発表いただく前

に、事務局から地方自治体と民間企業等との災害時の連携についてということで簡単に御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、2 ページ目でございます。応援の協定についてでございます。地方自治体では、災害時に迅速かつ効果的な災害対応を行うために、民間企業とあらかじめ協定を結んでいる事例が多数ございます。

表が全国の自治体での協定の締結状況でございます。一番上、段ボールベッドに関する協定は全国で600件以上ございまして、災害時における段ボールベッドの供給等を行うということだとか、無人航空機については映像・画像の収集、被災者の搜索、それから、災害現場地図の作成支援、物資輸送等を行うというような形、それから、キッチンカー、キャンピングカー、トレーラーハウス、トイレカー・車載トイレ等についての協定も結ばれているということでございます。

3 ページ目以降、その具体的な事例でございます。

左側、物資輸送については、例えばですけれども、宮城県名取市におきまして、ドローンを活用して現場の状況確認だとか物資輸送を行うということだとか、その下、物資輸送及び運営の協力に関する協定、物資の保管場所に関する協定、右に行きまして、レンタルキャンピングカーの提供、トレーラーハウスの提供、移動式宿泊施設等の提供といったことに関する協定がそれぞれ結ばれている事例があるということでございます。

それから、4 ページ目も同様でございますけれども、左側からキッチンカーによる炊き出し、その他の炊き出し支援業務、食事の提供支援、右に行きまして物資提供ということで段ボールベッド、間仕切り等の運搬だとか組み立て作業といった協定だとか、移動トイレカー、移動事務室、移動式ランドリーカーといった協定が結ばれている事例があるということの御紹介でございます。

それから、最後5 ページ目でございます。今回2次避難という措置を石川県で取られましたが、2次避難の実施にあたりましては、旅行会社、宿泊事業者、民泊関係事業者、運輸事業者、配食事業者等、多岐にわたる関係者の御協力があった実施できたということでございますけれども、災害発生後にそういう協力関係を結んだような宿泊事業者とか民泊関係事業者との連携、それから、左下にあります大手旅行会社による連携といったことに加えて、あらかじめ結んでありました協定に基づきまして2次避難所までの移動支援がなされたということで、被災前、被災後併せてこういう協力関係を結んだという事例でございます。

資料の説明は以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

参考資料1、2、3につきましては、後ほど読んでいただくと、我々がこれまで議論してきたことで、その延長線上の方向性が相当示されていると思いますので、後ほどお読みいただければと思います。

それでは、時間も限られておりますので、順番に今日のゲストスピーカーの方々から御

報告をいただきたいと思います。

まず最初に、明城様からお願いしたいと思います。

○明城事務局長　ありがとうございます。全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）の明城です。

今日は分野横断的な対応ということで、私のほうからは災害中間支援組織による支援調整というところでお話をさせていただければと思っております。

では、お手元の資料もありますので、そちらを御覧いただきながら、話を進めていけたらと思います。

まず、私どもの団体についてですけれども、このJVODという組織は、東日本大震災のときにいろいろなNP0などの支援団体が現地に訪れたのですが、活動するにあたってなかなか団体同士の連携、さらには団体と行政の連携に課題があったということで、次に大きな災害が起きたときにはしっかりと支援者が連携調整できる、その後押しをするための組織をつくろうということで2016年に設立したNP0になります。

次のページですけれども、設立以降、毎年のように大きな災害があって、現場での調整活動ということをやってきました。そうしたことを踏まえて、国の防災基本計画の中には、ボランティアNP0の活動の調整を行う組織を災害中間支援組織として、行政とも連携していくということが基本計画の中に書かれるようになりました。さらには、行政・NP0・ボランティアなどの三者で連携しながら、情報共有をしながら、被災者のニーズに対して対応していくというようなことも計画の中で言われるようになってきたということで、東日本大震災のときから比べると、このように計画の中に位置づけということが進み、実際の現場での連携というのは徐々に進んできたというところがあります。

それから、スライド、画面のほうはちょっと飛ばしていただきまして、次をお願いします。

平常時の活動について、少し御紹介したいと思うのですけれども、こちらのスライドは内閣府とのタイアップ宣言というものになります。このタイアップ宣言を結んだときは、まだ災害中間支援組織という言葉がなかったので、ボランティア活動を調整する連携体という言葉で当時は表していたのですけれども、そういった連携体というものを各都道府県ごとにつくるような後押しを内閣府とJVODでやっていこうというような宣言をしていたというのが当時の状況です。

こうした宣言を受けて、次のスライドになるのですけれども、これは昨年現在になりますが、47都道府県のうち21都道府県に対してこうした災害中間支援組織というのが設置されています。これも、内閣府との官民連携モデル事業というのも2年前からスタートしておりまして、そういったところで21から増やすというような取組や、この21をさらに強化するという取組も一緒に進めているところであります。

それから、次のスライドになりますが、平常時のJVODの活動としましては、災害中間支援組織というのはNP0などの支援調整を行う組織と先ほどの計画の中では書かれているの

ですけれども、この支援調整というのが具体的に何なのかというところで、先ほどの21の災害中間支援組織の皆さんと一緒に議論を重ねて、被災者支援のコーディネーションガイドラインというものをつくっています。その中で、災害中間支援組織というのは、支援関係者としてしっかり連携を取りながら、被災者のニーズと支援の全体像というものを把握して、現場の課題を解決する。そのための調整を行うということで定義づけをして、この中間支援の役割というものを明確にしてきたというところがあります。

さらには、平常時においては、こうしたコーディネーターを育成するための研修プログラムであるとか、この三者連携の訓練みたいなことをしっかりとできるようなプログラムをつくるということを今検討している状況です。

次をお願いします。

今日はこの分野横断的ということなのですけれども、こうしたNPOの災害支援の活動ということで、①の在宅から⑭のなりわいというところまでこの表には書かれているのですけれども、こうした領域において、いろいろなNPOが専門性を持って被災地で活動しているというような状況になります。

ですので、当然ながら、行政も各種いろいろな制度に基づいて支援をやっていくことになると思うのですけれども、そういったいろいろな部署との連携も必要になってくるということで、分野ごとに事前から国・県・市町村、様々なレベルにおいて官民連携の準備を進めていくというのが非常に重要だと思っております。

それから、次のスライドになりますが、こちらは石川県とJVOADとの協定というものになります。実は2023年の3月に石川県とJVOADとで協定を結んだという経緯がございます。実は石川県は先ほどの災害中間支援組織が21あるという中には入っていないのですけれども、石川県と協定を結んで、この中で赤字にしておりますけれども、県内におけるボランティア団体の活動強化及びネットワーク化の推進ということで、これをしっかり進めていくことで災害中間支援組織の設置につなげていこうというようなことで、こういうような協定を当時結ばせていただきました。

ただ、残念ながら、その直後に昨年5月の地震があつて、今年1月の地震ということで災害対応に追われてしまって、なかなかこの事前の準備ができなかったというのが我々にとっても非常に大きな反省だったと思っています。

次のスライドをお願いします。

ここから災害発生後の取組になりますけれども、能登半島地震においては、NPOなど、これはJVOADが把握している範囲ですけれども、324団体という形になります。先ほど申した14分野で様々な活動が展開されております。

3ポツの主な調整の取組といったところで、避難所の運営や食事、在宅避難者への訪問調査、仮設住宅への支援、廃棄物など、こうした領域において県・国との調整をしながら進められた領域というのがこういうようなところになってきていて、これには県や市町村との連携があつてこういうことができたというようなことになります。ただ、被災者支援

の領域全体からすると、実施できたこと、調整でできたことというのはまだまだ限定的だったと感じております。

次のスライドですけれども、今後どうしていったらいいかということで、一番強く感じていることは、支援で目指す姿というものがなかなか支援者の間でも認識されていない、行政の間でも例えば避難所の環境をどこまで充実させるか、サービスをどこまで提供するかとか、食事についても温かくて栄養バランスが取れたものを最初からなるべく早く提供できるようにというようなこともまだまだ共通認識になっていないところがあって、災害時だからということで我慢を長期間強いるような運営になることというのも多々あると思っています。ですので、住民だけではできないことへの対処として、どのようなサービスをしっかり提供するのか、どういう状況に持っていくのか、そういったことを事前に分野ごとにしっかりと民間、行政が連携しながら共通認識を持って、その上で役割分担、仕組みづくりというような議論が必要だと思っています。

最後のスライドになりますけれども、NPOとの連携体制というところで最後に少し書かせていただいています。情報収集であるとかNPOへの情報提供について、これも災害のたびに進んできているところがありますけれども、情報のアクセスもできるようになってきているところがありますが、まだまだ解決策に向けて相談・検討するような場というのが十分ではないと思っています。ですので、NPOとのコミュニケーションというのをしっかりと努力目標ではなくて、行政自体、組織として必須の事項にならないと、忙しいからといって後回しにされてしまうというようなことがまだ起きているのかなと思っています。

ということで、今日は細かくお話しすることは時間の関係でできませんので、今後、引き続きこういったところをしっかりと平時のうちからコミュニケーションを取って進めていけたらと思っています。

私のほうからは以上になります。ありがとうございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

コンパクトにまとめていただきました。限られた人数で膨大な調整をされているという状況は非常によく分かったと思います。どうもありがとうございました。

引き続きまして、2つ目のプレゼンテーションを嶋本様からお願いしたいと思います。

○嶋本参与 ドローンの業界団体のJUIDAの嶋本と申します。どうぞよろしくお願い致します。

まず1ページ目ですけれども、我々が能登で何をしたかということについて簡単に御説明をいたします。この図にあるように、輪島市様、珠洲市様からの支援要請をいただきまして、また、陸上自衛隊第10師団との災害支援協定を結びまして、JUIDAの下に26のドローン関係団体を統括して災害に対応したということが我々が実施したことでございます。この26のドローン関係団体は、我々の会員企業もございまして、例えば経産省様から力を借りながら結集した組織でございます。

次のページをお願いします。

この図の左のほうが輪島市で右のほうが珠洲市になりますけれども、1月4日から2月7日までの約1か月間で100回以上のドローンによる支援活動を実施したということでございます。

次をお願いします。

支援活動の内容ですが、大きく分けると12のニーズがやってまいりまして、そのうち10件のニーズに対応したということでございます。

この下の表の※がついている3件がございますけれども、例えば1番目は小さなドローンで建物の中に入って情報を見るという活動。それと、6番目は物資輸送ですけれども、実災害として実際に薬を輸送したのは初めてのことでございました。8番目の土砂ダムの無人監視、これは非常に危険な地域なので人が入るのが難しいので、人を全く必要としない、完全無人の操縦士を必要としない監視をドローンで行った。この3つにつきましては、国内で初の事例ということになりました。

また、今回の活動というのは全てボランティアベースで、持続的な活動という観点ではまだ課題も残っているのですが、そういった課題はあったにせよ、ドローンを用いた組織的な災害対応の初のケースになったのかなと思っております。

次のページをお願いします。

能登を契機に国にも本当に大変な御努力をいただいております、この表にあるような多くの、ここにも載り切れないぐらいあると思うのですけれども、多くの改善をいただいたところでございます。

例えば1番の厚労省様は、ドローンの薬品輸送に関して非常にやりやすい体制を整えていただいています。

また、国交省様は、先ほどの表の中でできなかったのが2点あったのですけれども、そのうちの一つ、住宅避難後の住宅監視というのは航空法の解釈上難しいのかなということで、実際はやらなかったのですけれども、その後、こういった明確化をしてくれるという方針を示していただいたので、そういったことで、今後ドローンを災害支援で活用する際のやってもいい内容が非常に分かりやすくなったというのがございます。

他方で、この赤字に書いていますけれども、先ほど申し上げましたボランティアベースだということは全く変わらない状況でございまして、せっかくこういった災害時にドローンを活用すべき内容というのが明確化されましたので、今後、災害救助法の救助項目の運用というか解釈というか、あるいは一般基準と申しますか、そういったものを見直しながら、ドローンによる災害時の持続的な活用といったものが促進できるような何らかの方法ができればありがたいなと思っております。

あと、4番目に飛びますけれども、今回の防災基本計画の見直しで、さらにドローンの活用が積極的に行われるような見直しがなされました。特に地方自治体も含めた官側の災害時のドローン活用施策というのが具体化されてきているのですけれども、他方で、民間企業の活用というところの具体化までにはまだこれからなのかなという部分がございます。

て、やはり民間企業、特にドローンは常に日進月歩で技術が進化しているので、なるべく新しくていいものを使うということであると、官側に加えて民側のリソースを使うというのは極めて重要ですので、そういったことをさらに促進するために何らかの施策を具体化していただければなと考えているところでありますが、これはまた後ほど言及させていただきます。

次をお願いします。

話を災害対応の体制のほうに一回戻しますけれども、この図にありますように、JUIDAは輪島市の災害対策本部内に災害支援本部を構えておりましたし、珠洲市には直接出向いたり、あるいは電話でやり取りをしながらドローンの航空運用調整を市と行っておりまして。

次のページをお願いします。

ところがというか、防災基本計画に何と書いてあるかというと、基本的に航空運用調整というのは地方自治体の中でも都道府県の役割として規定されているところであります。自治体職員の皆さんもそのようにしていることと思いますし、それはそれで非常に重要なことだと考えているのですけれども、他方で、次のページをお願いしたいのですが、やはり災害対応における基礎自治体というのは、基礎自治体が主体性を持つところであるかなと思っておりまして、特にドローンはいっぱい物があって、ヘリと違って、ヘリだったらあまり多くないので県が集中的に運用することが極めて重要なのでしょうけれども、非常に多い。あと、柔軟に活用できる。あとは、現時点ではそんなに飛行距離が多くないということから、むしろ基礎自治体が主体として運用するということが極めて効果的な災害支援につながると考えておりますし、それが早い対応にもつながると考えておりますので、県で持つのは当然のことなのではございますけれども、それに加えて、ドローンの航空運用調整というのは基礎自治体にも必要であると確信しております。

被害情報も直接基礎自治体に来て、それに対して何をしてほしいということはやはり基礎自治体で完結いたしますので、それを県まで上げてやると屋上屋のような形になる部分もあるので、そこの部分だけについては基礎自治体がやはり対応すべきなのかなということで、提言ですけれども、基礎自治体で災害時のドローンの運用調整を推進する政策の立案、例えば防災基本計画にそれを追加するといったことがあるとありがたいかなと思っております。

次をお願いします。

こういったことを踏まえて、これらの課題を我々JUIDAとしてもしっかり受け止めて今後に備えようと思っているところでございまして、今、3つのアプローチといったものを考えております。1つ目が防災協定、2つ目が人材育成、3つ目が民間防災組織ということです。

防災協定につきましては、今回やはり自治体様との調整にある程度時間がかかった。なので1月4日、要は3日を過ぎた後により早く活動を開始したということでございますので、それがないように初めから協定を結んでおいて、迅速に動ける体制を取っていきたい

と考えております。これは、広域自治体と結んでおけば、基礎自治体の皆様には広域自治体のほうから差し向けていただけるので、基本的に広域自治体と協定締結を結ぶのを先にしたいと考えております。

続いて、人材育成なのですけれども、提言のところで話したドローンの運用調整というのをを行うには、ドローンが操縦できるだけでは駄目ですし、他方で例えば現地災害対策本部の業務が分かるだけでもやはり足りないと思っていて、簡単に言うと、薄くてもいいのですけれども、両方の知識が必要だと。それを結びつけることが必要だと思っております。それが大量のドローンを効果的に運用するためには必要だと考えておまして、そういったドローンの航空運用調整を行えるような人材がなかなか今のところ少ないと認識しておりますので、そういった教育をリリースしようと考えております。

3番目ですけれども、民間防災組織ということで、今回、能登の場合は発災してから業者さんに声かけをしました。なので、そこもやはり対応が遅れた要因の一つだと考えておりますので、そうしなくても事前にしっかり組織を組んでおいて、さらに大きないろいろな震災等も含めて対応でき、かつ高度なドローンをしっかり活用できるような組織を立ち上げておきたい。かつ、それは平素から防災訓練等で訓練をして、体制を整えていきたいということでございます。

他方で、これらの持続的な活動というのを考えますと、JUIDAだけではどうしても非力と言わざるを得ない部分がございますので、可能であるならば官による本取組の支援等をいただければ非常にありがたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、立石様から御報告いただければと思います。

○立石教授 産業医科大学の立石でございます。

それでは、私たちは能登半島地震におきまして自治体の職員の支援をしてまいりましたので、そちらについて御報告と御提案をさせていただきたいと思っております。

スライドを1枚めくっていただければと思います。

自治体の行政職員の健康管理が重要であることは、おそらく皆様方も御承知かと思えます。課題といたしましては、自治体の職員がそもそも疲弊してしまって、なかなか活動ができなくなってしまう。御本人の健康問題というような点とともに、健康管理自体が災害対応の成否に直結すると認識しております。これは後ほどデータをお示しいたしますが、災害対策において健康問題が損なわれながら活動するということは、非常に災害の活動自体に不利益を講じてしまうというようなことが私たちの検討の結果からも分かってきております。

しかしながら、現状といたしましては、職員の皆様方自らが被災しながらも住民支援に回らなければならないような状況であったり、被災者でありながらも住民としての支援を受けられない、受けにくいような環境である。例えば支援物資等も住民を優先したいとい

うような気持ちからなかなか受け取らないというようなお声などもよく聞かれました。避難所等でも役割を帯びることが多く、不休状態となりがちになってしまったり、弱音を吐きにくいような状況がある。

あとは、産業医の先生がいらっしゃる自治体などもありますが、産業医の先生は地元の病院の先生が併任でやっていらっしゃるったり、保健医療の対策の担当者であったりというようなことで、他業務に忙殺されるため、職員の健康管理まで気が回らない。それだけではなくて、産業医も行政官であるために住民のほうを優先してしまっていて、どうしても職員のほうに何か一歩踏み出すというようなことがやりづらいというようなお声を伺うことがありました。

しかしながら、公務災害としての過労死や過労実態等や、メンタルヘルス不調その他及び健康管理の未実施の状況というのは非常に懸念されるような状況であります。このような全体像から、自治体の職員の健康管理の優先順位が下がらないように、理想的には住民と利益相反関係のない外部支援者が必要であると私たちは考えておりまして、私たちは活動を展開してまいりました。

次のスライドをお願いします。

こちらは概念図なのですが、能登半島地震は1月1日に起こりましたが、1月1日に起こってから発生すると考えられるような健康に関する影響状況というもののある程度可視化したものでございます。後ほど御覧いただければと思いますが、非常にたくさんの健康影響が及ぶような状況がありまして、このような状況を把握しながら、ピンポイントにいいタイミングで活動できるような環境を整備していくことが大事であろうと思っております。

では、次のスライドをお願いいたします。

そのことを解決するために、私たちは災害産業保健外部支援チームというものを結成しております。D-OHATという名前で私たちは活動しておりまして、災害時の外部産業保健の支援チームというようにところでございます。母体を日本産業衛生学会の災害産業保健研究会として置いておりまして、事務局を私の産業医科大学内に置いております。メンバーが100人程度で、定期的な研修会や災害人材の育成等を行っております。しかしながら、こちらは現状といたしましては有志の会というような形で、ボランティアベースで活動をするというようなところを行っております。

次のスライドをお願いいたします。

このようなベースがありまして、ベースの活動に関しまして、石川県の保健医療福祉調整本部のほうから職員の疲弊についてかなり多くの自治体が困っているというようなお声をいただきまして、私たちは活動展開をさせていただきました。

その活動展開をしたときに用いたのが、J-SPEED行政職員健康管理サイクルという方式でございます。これは、まず最初に職員の皆様方に健康情報を入力していただきます。その入力していただいた健康情報のうち、特に健康上影響が出ていると考えられるような職

員の皆様方に直接お電話等をいたしまして、状況を確認して介入をするというようなシステムでございました。それとともに、個の対応だけではなくて、人数が集まってくると、ある程度データとしてどこに問題点があるかというのを可視化できるというようなところで、可視化されたものに関して改善提案を行うというような活動をしてまいりました。

入力された件数は、5,500人のほうが入力していただきまして、そこに投入された活動全人員に関しましては、169名の産業保健の専門職がそこで活動を展開いたしました。

次のスライドをお願いいたします。

具体的に対応した個別の事例に関して、こちらのほうに記載しております。

例えば50代の男性の方が内服薬を中断しておりました。中断していた理由というのは、復旧業務が多忙で内服薬を取りに行く時間がないというようなことでございました。しかも、自治体の職員であると、ほかの人、住民が見ている中で薬をもらいにいくことに関して非常に心理的な障壁があるというようなお声がありましたので、夜間に処方できるようなモバイルファーマシー等を御紹介するというようなことをいたしました。

それ以外にも、お子さんが目の前で御両親が亡くなるのを確認して、それで心理的ストレスを感じたような方々がいらっしゃったこと、被災地に応援業務のときに急性ストレス障害等の発症が懸念されたような方、それとともに、発災後にほとんど休みがなくて精神的に限界になったというような方が血圧がものすごく上がっているというような方々、このような方々に関して直接医療的介入ができるような環境をつくり上げていったというようなことをやってまいりました。

では、次のスライドをお願いいたします。

このような個の活動とともに、先ほど申し上げたデータとして見えるような形である程度数値が集まったのを解析していくというようなことをいたしました。そうすると、データとして見えてきたようなものとしては、疲労がたまりやすいような職場とそうでないようなところがあるというようなところで、データを解析しながら、会議の回数を減らしたり、議事録に関して非常に力を入れて作成していたようなものを、軽微なミス等に関してはミスを許容するような環境をつくったりするようなことで労務負荷を減らすというようなことから、災害復旧にもう少し力を入れることとともに、休憩が取れるような環境整備をしていくというようなところに寄与するようなデータが出せたところでございます。

では、次のスライドをお願いいたします。

これはある自治体における疲労度の頻度分布の違いなのですが、これWFunというのは労働生産性のスコアです。疲労度の平均点というのは1点から10点でスコアをつけていただいているのですが、スコアにかなりばらつきがある。ある部署は疲れていて、ある部署は疲れていないというようなデータを可視化するようなことによって、人材の適正配置等も可能になるかと私たちは考えております。

では、次のスライドをお願いします。

こちらもある避難所運営の職場から御相談があったのですが、避難所運営は非常に困難

を抱えていて、よその職場よりも疲労を抱えている方が多いのではないかなというような御相談があったので、それを具体的に数値として見えるような形にしてみたところ、やはりほかの避難所よりも負担が大きいと答えていた方々が多かったので、そこに関して、負担状況から人材配置についてももう少し適正配置をしたほうがいいのではないですかというような形をデータとして提供することによって、結果的にボランティアとして看護師さんたちの支援が入ることによって、少しその負担が減ったというような事案もございました。

では、次のスライドをお願いいたします。

前線の自治体と非前線の自治体において負担が違ふというようなものでございます。これは、同じ自治体と言っても、やはり負担の状況というのは多少差が出てくるものでございまして、1点から10点で負担の頻度を見ておりますが、前線の自治体は中央値が5点くらいにあって、9点、10点というようなスコアを出している方々も相当数いらっしゃるというような状況でございました。

このように負担が非常に多いような自治体に、これも適正配置というようなところから、少し人を配置したりというようなことも検討するためのデータとして作成されたようなものとなっております。

ちなみに、今回の能登半島地震の前線自治体全体の平均で見ますと、5点が平均点でございました。これは支援者に関しまして健康状態もチェックしておりましたが、支援者の平均はおよそ3点ぐらいでしたので、2ポイントぐらいの差がありましたので、かなり自治体の職員の皆様方の負担は強くなっているということが今回のデータから分かりました。

では、次のスライドをお願いいたします。

なお、負担が強くなるような方々に関しましては、休みがないとか、職場で寝なければいけないような環境にあるとか、睡眠不足というような方々が健康状態が特に悪化しやすいというようなことが分かっております。健康状態だけではなくて、イライラしているとか生産性のスコア等も低下しているというようなことが分かりました。

これは、過去に知られている知見でございまして、疲労が蓄積している方はヒヤリハットが増加するとか、睡眠不足が多い方はミスが増えるというような様々な活動に影響を及ぼすような指標に影響があるということが知られています。また、生産性の低下が見られているような方に関しては、長期的には離職するような方が多いというようなことも言われています。様々な健康上のデータ、もしくは生産性のデータというようなところに影響があるということが言われておりますので、負担を最小化、適正化するというようなところに私たちは寄与してきたところでございます。

次のスライドをお願いします。

こちらに関しては、ある職員で職場のチームワークが大きく損なわれているというようなところもございましたので、ヒアリングとスコア化するというようなところで、職員の方々が望む改善活動がどのようなことができるのかということを少し活動のお手伝いをしてくるというところで、少しチームワークが改善したというようなところでございます。

では、最後のスライドをお願いいたします。

南海トラフ地震等をはじめとした次の災害への備えといたしまして、海外では健康管理等を専門で行う災害時のセーフティオフィサーというものが設置されることが当然ということになっております。このようなことが現状の日本の中ではなかなか進められていないというようなところから、設置が必要なのではないかと考えていること。

また、データを背景とした対応をするための基盤として以下の3つのようなことを検討しております。

平時からの自治体の産業保健の体制の強化及び災害産業保健の支援チームとのケアの連携を強化したり、事前の協定等を結ぶことが必要なのではないかということ。

2点目に関しましては、災害時の自治体・民間企業等の産業保健支援の法制度化及び予算化、防災基本計画等に関して産業保健のことがほとんど記載されていません。このようなことをもう少し明確化したほうがいいのではないかと考えております。今回の活動においても、健康の問題ですので、厚生労働省の問題なのか、もしくは自治体の問題なのか、もしくは総務省の問題なのか、どこに問題点があるのかというのが私たちも少し困惑しながら活動しました。しかし、実際として、そのことに非常に困っている職員の方々がたくさんいらっしゃるということは認識いたしましたので、これは何とか改善することが必要なのではないかと考えております。そのことを改善するために、災害産業保健支援体制として、人材の育成やシステムの開発、役割の明確化等を進めていくことが必要なのではないかと考えております。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。貴重な御報告をどうもありがとうございました。

それでは、最後の報告になります。荒井課長からお願いいたします。

○荒井課長 総務省行政評価局で総務課長をしております荒井と申します。

本日は御説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、お手元に資料5「被災者に対する生活支援情報をまとめたガイドブックについて」という資料をお願いいたします。

1ページでございます。

総務省におきましては、国民の皆様から直接国の行政サービスに関するお困り事を承る行政相談という取組をやっておりまして、全国50か所にございます地方機関の職員と全国5,000人いらっしゃいます行政相談員、これは民間の方でございますけれども、二人三脚で御相談に対応しているということでございます。

2ページをお願いいたします。

今般の能登半島地震におきまして、この行政相談では、1点目として災害後に行います特別行政相談所を開設いたしております。また、2点目としては災害専用フリーダイヤルを設けました。そして、本日御説明いたします3点目が、生活支援情報をまとめたガイド

ブックを作成し、被災者の方々に配布させていただいたというものでございます。

石川県内では約4,700件の御相談に対応しておりまして、お困り事の解決に向け、現在も継続して活動をさせていただいております。

3 ページをお願いいたします。

これは相談事案の事例でございます。例えば一番上の罹災証明の例でございますけれども、輪島市から金沢市のほうに避難をされている方から、罹災証明の申請のためにわざわざ輪島市へ行かないといけないのかという趣旨の御相談がございました。これについては、行政相談のほうから内閣府に確認をさせていただき、避難先の金沢市から輪島市に申請書を転送することができますよということで御案内をさせていただくといった個々の事例対応を行ってきたということでございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

本日の本題でありますガイドブックでございます。災害発生後によく寄せられる困り事につきまして、支援内容と問合せ先を一冊にまとめたものでございまして、これを見ただけであればおおむねのことは御理解いただけるというような仕組みのものを作ったものでございます。ちょっと字が小さくて恐縮です。

5 ページを御覧いただければと思います。

そもそもこのガイドブックを作成するきっかけとなりましたのは、平成28年の熊本地震でございました。被災者の方からの声を受けまして作ったものでございます。

そもそも総務省の行政相談でございますが、各府省の所掌にとらわれずに広く困り事に対応するというところでございまして、分野横断的あるいは省庁横断的に様々な情報を整理し、これをフィードバックするというのは、ある意味では行政相談の真骨頂とも考えてございます。

能登半島地震対応におきましては、このガイドブックを避難所あるいは郵便局、社会福祉協議会の方々などにもお届けいたしまして、被災者の方にお届けしたということでございまして、どこに相談したらよいか一目で分かる情報は大変ありがたいといった評価の声もいただきました。また、御高齢の方もいますので、こういうガイドブック、紙ベースの情報ではありますが、それもまた使い勝手がよいというお声もいただいたところでございます。

今後でございますけれども、被災者の方々に対し、各種支援情報を迅速かつ正確に提供するためには、平素から総務省と自治体の皆さんで連携してガイドブックを作成し、掲載情報を標準化できないだろうかということを考えております。また、このガイドブックを国・自治体共通の情報発信ツールの基盤と位置づけて、国でもそうですし、自治体でもそうですし、相互に活用する形を仕組み化できないだろうかと検討しているものでございます。

6 ページにございますのは、ガイドブックを全ては載せ切れませんので、主要な点を地元紙に掲載し周知を図ったものでございますし、その後に参考資料としてガイドブック全

体をつけさせていただいておりますので、どうぞ御覧いただければありがたいと思っております。

私からは以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。こういう便利なガイドブックがあるというのはあまり存じませんでしたので、大変勉強になりました。ありがとうございます。

それでは、ここから意見交換に移りたいと思います。大体30分ぐらいをかけて意見交換をさせていただきたいと思います。委員の方々から御意見を順番にいただきたいと思いますが、御自由に発言いただければと思います。いかがでしょうか。

では、加藤委員。

○加藤委員 どうも説明ありがとうございました。

質問兼コメントになるのですが、まず明城さんに質問なのですが、6ページに14分野というので被災者支援の全体像がまさに書いてあるのですが、この中には2種類あるかなと思っていて、一つは官主導で官民連携で災害対応の骨格部分というのが一つ。あと、現場現場で骨格で被災者支援ですくい上げて、指の間からいっぱいこぼれ落ちるものが出てくる。それを行政だけでは全く拾い切れないので、その部分をボランティアが対応していく。そういうのが2層構造になっているのかなという気がするのです。その中で、この14分野というのが2層でどう分かれているのかということと、官民の役割のウエートみたいなのはかなり違うと思うのですが、そのあたりはどういうふうに今後整理していけばいいとお考えでしょうか。

○福和主査 難しい問題ですけれども、お願いいたします。

○明城事務局長 ありがとうございます。

最後のほうに私が申したところにも関係するのですが、やはり支援で目指す姿というのがどういう絵を描くのかということによるかなと思っていて、民間で今漏れを防いでいる、漏れを拾っているようなところまでしっかりと絵に描いて、それをどこまで骨格にして、どこまでを民間の自発的な部分でやっていくのかというところの議論がまだまだ足りていないので、結局骨格の部分だけでいいでしょうと言う人もいれば、いやいや、それだけでは十分ではないので民間で補っているのですというところの感覚が現場現場で同じ支援者でも皆さんやはり異なっているので、そこをしっかりとすり合わせを事前にどこまでできるか。それで、法制度ではどこまでできる、民間ではどういう支援を呼び込んでやっていくかというような議論がやはり事前に必要なのだと感じています。

○加藤委員 ありがとうございます。

もう一点いいですか。次はドローンの嶋本さんなのですが。

○福和主査 では、1つずつにしましょう。多分明城さんに関わる質問、コメントで浦野さんから手が挙がっている感じがするので、せっかく明城さんから始まったので、まずは明城さんに関わるところで実際にやり取りをしておきたいと思います。

今の加藤委員からの御発言の趣旨というのは、JVOADはどこまでを担うのだろうと。多分

その交通整理は全体としてはまだできていなくて、現状は、JV0ADが全部やったとしたらこれだけのテーマがある。だけれども、JV0ADは官民連携の場でもあるから、その中で、官の側が主体になるところと民が主体になるところ、その区分けを誰がどうやってするかという加藤委員の御質問は多分そこで、多分それは明城さんたちだけで考えるのは難しくて、明城さんのところはあまりにも人数も少ないし、へとへとになってやっていらっしゃるというのも確かなので、明城さんがおっしゃっているのは、今、明城さんとかがやられているような仕事を全体としてやらないといけないときに、役所側も自治体も含めてどういうふうに役割分担をしていくことが必要かを議論しないと駄目ということですよね。

○明城事務局長　そうですね。

○福和主査　明城さんたちだけで議論しにくいだろうなとも感じます。

きっとそれに近い意見だと思うのですが、それを担っている浦野委員から手が挙がっているので、一旦浦野委員からの御意見を賜りたいと思います。

○浦野委員　ありがとうございます。

明城さんのほうから何度も出ている支援で目指すべき姿の共有というところ、やはりここがものすごく肝になるだろうと思っています。結局、災害救助法だとか様々な支援マニュアルというのはそれぞれの行政の中の関係課で作られてはいると思うのですが、その範疇を超えとか、その運用というのが正しくされない状況もあったりして、支援の取りこぼしが生まれているというのが現場の状況なので、ずっと今まで様々な関係機関の方が発表されている中身はかなり重なるところはあるのですが、被災者の方々が心身の活力が落ちるまで我慢させない支援のあり方というところを一つ一つ同じテーブルに立って潰していくしかないのではないかと感じています。

ただ、それを日常のテーブルの中でどういうふうにしてその場をつくっていくのか。愛知県でもいろいろな関係部局との調整を社協さんとも一緒にやってはいるのですが、なかなかそのテーブルをつくる担当部局というのが決まらなくて、そこをどうやって調整していくのかというところは日頃の悩みの中としてはあります。

もう一つは、明城さんの話の中で、時間が足りなかったのだと思うのですが、広域避難者の人たちの対応というところもかなり重要な課題になっているなと思っています。東日本大震災、阪神・淡路大震災、それぞれ県外避難の人たちの対応というのも私たちの団体のほうで愛知県さんと一緒になって東日本大震災のときにやったりしているのですが、今回も広域避難者の方々は数多く出ているのですが、基本的な住まいの提供はあったとしても、健康を維持できるほどの状態に物理的環境を整備するというところとか、あとは孤立・孤独の防止とか、生活課題の早期発見、対応、こういうようなことをきめ細かくやっていくためには、被災地の中には地域支え合いセンター、被災見守り相談支援事業という枠組みの中で、こういったセンターが設置されるというところで網羅されていくのですが、県外に出た人に関してはなかなかこういった事業というのが県外の自治体に応用されるということが今までなかったと思うのです。なので、この事業の捉え方の幅を

今後広域避難者の人たちのところまで広げていくということも検討していただけるといいのかなと思います。

最後なのですが、先ほど総務省の方からガイドブックの説明があって、やはりこういう支援制度を網羅的に示した紙媒体というのはすごく被災地でも活用しやすいものだなと感じていました。

ただ、申請がベースになっているので、例えば罹災証明書の申請率というのがまだ100%に至っていないという状況が各市町でも見られていると思います。珠洲市さんなどは、地域支え合いセンターの事業の中でまだ申請が進んでない方々に声をかけて訪問してということをしめ細かく進められているということも聞いているのですが、これも市町によって対応の姿勢にかなり濃淡があるというところがこれまでの被災地でもあったので、そういったことは必ず起きる課題だと思うと、やはりここの民間とうまく連携、協働しながら、取りこぼしがないように対応を進めていくということが重要ななと思いました。

こういった体制も含めて、日常の議論の場をそれぞれの自治体の中でどうやってつくっていくかというところがやはり私たち側の大きな課題でもあると感じております。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

そのほか。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 今の点、大変重要な点だと思いました。

明城様のほうで、最後、今後に向けてというところで1から5まで提示いただいております、今まさに話題になっていた行政と民間団体の間で被災者支援の目標像をどう一致させるかであるとか、平時のお話がございました。その点、1とか3が多分そのあたりのことかと思われまして、情報収集あるいは共有をどうするか。また、3のほうは横断的な措置とございました。

質問なのですが、時間もなくてこのへんはやや駆け足だったかと思いますが、これまでの御経験とかで、このあたり、こういうやり方で行政と民間組織が情報共有したり、ミーティングを開いてやるとか、あるいは3のほう、担当部署の明確化の後ろに横断的とありますので、避難所とかそういうことではなくて、全庁的な、都道府県だったり、市町村、全体的に何か窓口がということかと思ったのですが、この点、具体的にどういうイメージがあるかを参考にしたいと思いました。よろしく願いいたします。

○明城事務局長 御質問ありがとうございます。説明ができなかったところだったので、本当に助かります。

このへんについては、今回、私どもは石川県庁の中に会議室をお借りして、今も活動が続けさせていただいて、そういう意味では、情報のやり取りというのは大分できるようにはなっている面はあります。ただ、会議へのアクセスであったり、会議情報をもらうということではできているのですが、現場の情報とそういった行政の情報をすり合わ

せて課題をどう解決していくのかというような場をつくるというところは、なかなか難しい面があるなというのは感じているところになります。

3 ポツで書いている担当部署の明確化と横断的な体制というのは、担当部署を決めて、この課がうちのNP0との連携の担当ですと決めても、例えば仮設住宅でこんな問題が起きていますという、建築住宅課に相談にいかないといけない。それをつないでくれるかという、やはり役場の中のこれまでの体制とか文化的なものもあるのかもしれませんが、そういう部署を超えたアレンジというのを役場内でいきなり言われてもなかなかしづらいというのは、これは石川県に限ったことではなくて、過去の災害でも同じような問題には直面していて、情報はくれるけれども、協議の場はなかなかつukれないというようなところはあるのかなと思っています。

ですので、NP0とかボランティア担当窓口となったら、先ほどの重要分野、幅広い領域をカバーする人たちと付き合う。そのためには、役割としていろいろな部署とつなぐ役割を持っているという認識を事前にちゃんと持ってもらうような準備が必要ではないかなと感じています。

そういう意味では、事例で言うと、長野県の台風19号のときの対応ですと、こういったNP0とかが災害対策本部の会議に出るだけではなくて、執務室の中に一緒に同居しながら、何か課題が対策本部の中であると、それをすぐ相談できるような体制になったので、決めたことを共有してもらうというよりも、その前の段階で一緒に相談できるようなことができていたのはその事例になるかなと思っています。

○宇田川委員　ありがとうございます。

ちなみに、今の事例で御紹介した長野県の台風19号に関しまして、それは何か事前に訓練とかで、そうしたことのイメージがある程度先方にあたりしのでしょうか。

○明城事務局長　地域防災計画への位置づけと、それから、受援計画をつくるときにも大分一緒に議論したというようなこともありまして、9月の防災の日の県の災対本部の訓練なども一緒にやる。そのときから災対本部の執務室に入って、一緒に状況付与の訓練を行うというようなことをやっていたということで、そういうことをやっていたのは本当にまだ数少ない事例だと思っています。

○福和主査　多分長野県庁は非常に前向きな方が県庁側にいらっしゃって、早い段階から明城さんたちと人間関係ができていたところがきっと大きいかなと思って今聞いていました。

結局、今の話を伺っていると、とにかく明城さんのところは人数が少な過ぎて、事務局が本当に疲弊しているので、まずは、これだけ大きな役割を担っている明城さんのところなので、何とか事務局をきちんとしないと役割を担えないだろうなと思うところが一番大きく感じる場所です。思いはすごくお持ちなのですが、いかんせん人が足りないのです、明城さんが現場に出してしまうと、働く人が別になくなってしまいます。ここは例えば役所の側から出向するという含めて何とか人的資源を増やさないと、ちょっと苦しい気が

しますね。

それから、今、明城さんがおっしゃったのは、結局、役所側のワンストップサービスがないから、JVOADはいろいろな人たちのワンストップサービスだけれども、役所側でワンストップサービス的な仕事をするところが決まっていなくて、調整に手間取るというようなことだと思いますので、まさにそれを平時に、ガイドブックとして作ってくださっているのが今日の総務省さんのものなので、今日ある意味総務省さんの作られたガイドブックと明城さんの話というのをつなげていくことによって、次の解決の方向性は若干見えてきたような感じもいたしました。

そんな感じで明城さんのお話はまとめておくのがいいかなと思いますけれども、そのほか、御意見のある方はいらっしゃるでしょうか。よろしいでしょうか。

とにかく平時が一番大事で、平時に顔が見える関係をどれだけつくって、情報交換をできる体制をつくるかなので、これはこれから大事なテーマとしていく必要があると思います。

それでは、加藤委員、嶋本さんへの質問があったと。

○加藤委員 今回の説明をいただいて、改めてドローンは役立ちそうだなと感じました。

個別の縦割りの業務の中でドローンを活用していくのかというのは個別にやっていたくとして、やはり災害対応全体の中で今までできなかったことがドローンでできるようになるというものも多々見られるかなと。その部分に注目して今後議論を深めるといいかなと思いました。コメントです。

質問は、例えば薬品などを配るといったときに、発着地はどこだという話と、発着地に必要とされる機能みたいなものも多分あると思うのです。充電できなくてはいけないとか、そういったものについて聞きたいというのと、最後のほうで航空運用の調整を基礎自治体でという話があったのですが、基礎自治体でやるのは、しかも災害時にリアリティーがほぼないかなと思っていて、おそらく航空運用の調整をする機能もセットで支援に入ってくという形になるかと思うのですが、航空運用調整に必要な体制はどういうものかというのを教えていただければと思います。

○福和主査 お願いいたします。

○嶋本参与 ありがとうございました。

まず、初めのコメントについてですが、まさに私もそんなふうに思っていて、ドローンはどんどん技術の進歩を図っている現状でございますので、新しくできることがどんどん多くなるということだと思うのです。なので、そういったところを、先ほど言われた縦割り、例えばいろいろな国の機関が持っているドローンが担っているところ以外のところでもどんどん支援ができる場所というのが広がってくると思いますし、そもそもドローンで防災の支援をするという発想そのものがある意味今回初めてというぐらいの状況ですので、そこを少しずつ上げていければなと思っております。

それと、基礎自治体に対して航空運用調整の機能をつけるのは非常に難しいというのは

おっしゃるとおりだと思っていまして、そこを何らかの形で少なくとも機能が必要だというのは私はあると思っていますので、特に我々のほうからそれを差し出すことができるということがあればいいなとは本当におっしゃるとおりかなと思っているところであります。

それと、ドローンの発着場をどうするかという話なのですが、まず一番大切なのは、そもそも今、ドローンで何か物資を輸送するときに、ドローンの発着場が決まっているかといったら、全く決まっていないのです。なので、輪島市さんと連携をして薬の輸送をしたときも、市の職員の方にどこかにいい場所がありますかねというところから始まって、でも、そのときは非常に混沌とした状況の中で調整しているので、あそこにありそうだったのだけれども、そこにはいいところがなかったりして、右往左往しているということが頻繁に起きました。なので、機能というものそれ以前よりも、機能を有した適地がどこにあるかというのを事前にある程度決めておくということがまず第一歩なのかなという気がしております。

以上です。

○加藤委員 発着場は場所と電源があればいいのですか。

○嶋本参与 電源もなくてもよろしいのですけれども、要はドローンを飛ばすのはドローン自体に電源があればよいので、あるにこしたことはありませんけれども、特にそこは必須ではないです。

あともう一つ重要なのは、電波がちゃんと通っているかというのが若干あります。

○加藤委員 では、もう一点追加なのですかけれども、航空運用調整の災害時の特例みたいなものは現在ないのですか。

○嶋本参与 あります。航空運用調整の特例というか、それは飛行の特例なのですから、それが航空法の132条の92です。それをやれば、いろいろな制約というか、安全上の制約ですから当然必要な制約なのですからけれども、ただ、災害時はそうも言っていないので、そこをクリアして、今回はそもそもほとんどの飛行が目視外飛行といって、ドローンが操縦士の目で見えないところで飛んでいるということが多かったのですけれども、それはふだんはできないのです。それが132条の92を適用すればできる。それは、輪島市様とか珠洲市様、あるいは陸上自衛隊との協定を結ぶことによって、要は要請をすることによってできるので、それも含めて早めに協定を結んでおくというのが極めて重要だなと思っています。

○福和主査 よろしいですか。

では、宇田川委員。

○宇田川委員 御説明ありがとうございました。

いただきました資料の最後の8ページに今後の対応方針を記載いただいております、まさに加藤委員がおっしゃられた2番目の航空運用調整の部分はここに入っているかなと思いました。御指摘のとおり、今後には災害時に運用されるドローンの機体の数とかを考えると、県庁の災対本部で少数のヘリの航空運用調整を行っているようには難しい。ドロー

ンの運用調整を行う箇所やはり市町村の災対本部ではないかと。一方で、加藤委員のほうから、市町村は人員も少ないので、なかなか難しいのではないかということだったと思いました。

その点で、2で人材育成と挙げていただいております、この中で運用調整を行う人材のことを御検討いただいていると。この対象者というのは民間でドローンを運用される方だけなのか、それとも市町村などの自治体の方も受けられるかどうか、質問が一点です。

2点目はまた質問なのですが、県庁で行うヘリの航空運用調整であれば、調整対象が自衛隊さんとか警察、ある程度限定された方ですので、調整しやすい部分があると思うのですが、市町村単位でドローンの運用調整を行うと思うと本当に民間のたくさんの方を対象に調整を行うことになって、難易度が高いかと思われました。その場合、加藤委員の御指摘のとおり、ある程度民間側でまとまった窓口があると調整しやすいのかなと思ったりしたのですが、そのあたり、3のあたりでこういった形で民間側のドローンの災害時の支援の運用調整体制を今後ご検討かということを少し教えてもらえば思った次第でございます。

○嶋本参与 ありがとうございます。

基本的に対象は特定しようとしていないのが現状です。なので、自治体の皆様にも取っていただいて、活用していただけるのであればいいのかなと思っています。よく自治体の皆様ではドローンの操縦免許を取らせるということを今やっという自治体さんも多いと思うのですが、それこそ被災したときにそういった対応を役所内で取るというのはほぼできないのが現状かなというのがあるのかなと思っていますが、運用調整の部分は基本的に災害対策本部内で行われる話なので、どちらかというと、それと比べると比較的自治体の職員が持ってもむしろ役に立つ資格なのかなと思っていますし、もちろんそういったことができないという場合も多々あると思いますので、そこは民間の例えばドローンの我々のような、あるいはドローンの企業さんのような方々が持つておくというのも重要でしょうし、あるいはボランティアの皆様、そういった方でもできるようなものにしようと思っています。

先ほど最後に言われたような多様な組織と調整をするということがとても確かにあるので、教育の中には、災害のときにはこういった組織が現地対策本部内に来る。そのどこをつづけば何が出てくるか、いわゆるそれぞれ役割で何をやっているかというのをまず把握してもらって、把握ができれば、その引き出しのところにいけばある程度は調整ができるので、そういったことの内容を含めながら航空運用調整ができるような形にしていきたいと思います。

○福和主査 よろしいですか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 宮島です。

ただいまの件で、防災士会というのがありまして、防災士の方はどんどん石川県などは

数が増えているのですけれども、実際に何をどのように活躍したらよいのかというあたりで戸惑っている方も多いのですが、そういう防災士の方でドローンに興味のある人に積極的に免許を取ってもらって、そういう活動に参加してもらおうということを考えたらいかがかなと思いました。

○嶋本参与 ありがとうございます。

極めて私も大賛成でございます、防災士会は非常に大きな組織というか人数がいっぱいいますし、実は私も防災士会に入っているのですが、それは置いておいて、やはりリソースが多いということは、全国でいろいろとそういった人を養成することができるということにつながりますので、かつ日頃から防災のいろいろな案件に親しんでいらっしゃる方でありますので、そういったことをすることによって、ドローンがより大量に全国で大規模な災害でも使える一つのきっかけになるのかなと思っています。

一言申し上げますと、私、ドローンの業界団体におりますが、ドローンを操縦できるかという、実はできないということでございます。逆に言うと、ドローンの運用調整というのは操縦できなくてもいいのです。分かればいいということなので、ぜひ防災士会の皆さんにはそういったところを広げていただければなと思っております。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

大原委員、お願いします。

○大原委員 大原です。先ほど学内業務で少々中座していて失礼しました。戻ってきています。

ドローン全般についてのコメントなのですが、ドローンはやはり今、日本製の普及率がものすごく低いので、今回の能登半島地震の経験も踏まえまして、国産のドローンで防災に使えるものの技術開発というのをぜひ進めていただけたらと思っています。コメントでした。

○福和主査 ありがとうございます。

それは嶋本さんへのコメントではなくて、内閣府の方々へのコメントだと受け取りました。

○大原委員 そうです。

○福和主査 ありがとうございます。

よろしいですか。

嶋本さんに最後に、後での情報提供でもいいのですけれども、そもそも今、ドローンはどのぐらいの数がこの国にあって、今後どのぐらい増えていきそうで、そのうち、自治体も含めた防災機関で賄っている台数がどのぐらいあって、一方で、民間の中で嶋本さんたちが今ネットワークとして組んでいる運用できる数がどのぐらいあるか、そのあたりの操縦できる人の数とか基本的な数量を事務局のほうに後ほどでもいいから教えていただけると、どのぐらいの災害規模でどの程度のことができるかということ判断する材料ができ

ますので、それだけお願いしてもよろしいですか。分かる範囲で結構です。

○嶋本参与 分かりました。ある程度制約もあると思いますけれども、可能な範囲でお送りしたいと思います。

○福和主査 実情としては、私が知っている範囲では警察とか消防とか自治体の中に随分使える人もいるし、ドローンそのものを持っている自治体も増えてきているような気がしますよね。そこは独自で運用するでしょうし、一方で、嶋本さんのところのように民間の力を借りるところもあるので、官民連携のもともとのキャパがどのぐらいずつあるのか分かっていると、これからの施策につなげられるような気がしますので、ぜひよろしくお願いします。

○嶋本参与 ありがとうございます。

○福和主査 それでは、次は立石さんへの御質問に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 立石先生のお話は本当に本当に大変重要なお話だと思いました。また、丁寧な御説明で分かりやすくありがとうございました。

短く1点だけ質問でございまして、最後のところで、平時から自治体の中での体制の話がございました。途中、4ページぐらいのところで、J-SPEEDで皆さんの状況をデータ収集して、ボランティアということでございましたけれども、専門家の方が解析して、これを③で自治体担当者に戻すという部分があったかと思いました。この自治体の担当の部分なのですが、御説明の中で所管省庁がどこにあるか難しいという話があったと思うのですが、一方、自治体がやるとすると、この部分を担っていただく部署というのがどこなのか、例えば人事系部署なのかどこなのか、このあたりが適切なのではないのかといったこと、もし何か御意見等がございましたらいただければと思いました。

○立石教授 大変重要な御指摘だと思います。ありがとうございます。

今回のJ-SPEEDを入力するときにも、やはり自治体の人事系、厚生課系のところの方々と全部交渉をさせていただき、各自治体と個別に交渉させていただいて実施に入ったというようなところでございました。しかしながら、このような自治体のところも、最近予算の問題からなかなか産業保健に専属の人材を置いていないというようなことをよく聞いております。今回の専属の人材がいた自治体は1か所のみでございまして、ほかの6自治体1団体に関しましてはいないというようなところでございまして、なかなかそこは脆弱なところがあり、外部の支援といっても、通常は本来自治体が担っていただきたいと思われるようなところまで私たちが活動しなければいけないのかなというようなところがあったところでございました。

したがって、やはり平時から職員の健康管理というようにところに着目するとともに、災害が起こったときにも最小化できるようなサポートというようにところで、ジャストミックスできるような形で準備を進めていくことが必要なのかなと感じているようなと

ころでございます。

現在、そのようなことを踏まえまして、総務省さんの職員厚生課さん等が少しそのようなところに関して、私たちのJ-SPEEDを用いた災害が起こったときの支援システムというものがありますよというような通達も出していただいたというようなところがありますので、そのようなもともと自治体に機能があるようなところからだけでも協定を結んでいって、少しでもこのような活動を広げていけるように進めていければと思っている次第です。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

これも先ほど嶋本さんにお聞きしたことと同じなのですが、そもそも産業医というのが何人ぐらいいらっしゃるって、そのうち、兼務の人と専任の人が大体何人ぐらいずついるのかとか、自治体とか行政に関わっている産業医の人数と民間企業の産業医の人数という基礎的な数字をいただくと、多分これも事務局としてはこれからどういう戦略を立てればいいかということが分かるような気がしますので、さらに、産業医のような各組織に入っている方と病院のお医者さんとの間の関係も、医療の世界は外から見ると難しいので、そこも教えておいていただくと、どういう形で産業医のコミュニティーの方々と災害時の支援ができるかが議論しやすくなるような気がします。

できれば、これは公務員の方々の安心にもつながるので、公務員にみんな就職していただくためにも、安心して公務員となって災害時にも働けるという環境づくりはすごく重要なことのような気がしますから、こういったことを主体的に考える国としての担当はどこなのか、本当はそれを決めないといけないのですよね。立石さん。

○立石教授 ありがとうございます。

私たちも本当にそこはすごく大事なところだと思っていまして、担当の部署がどこからないので、手当たり次第にいろいろなところに御相談をしているところなのですが、直接の担当なのかどうかというのも自分たちでも判断できないみたいなお声も多数いただいておりますので、担当の部署をもし決めていただくのであれば進めやすいと思います。

○福和主査 そのとき、やはりこれは国としてここが主体であると決めないと、自治体は大混乱するような気がしますから、それはひょっとしたら今後の課題かもしれないですね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、最後、すばらしいガイドブックを作ってくださった総務省さんへの御意見とかがありましたらよろしくお願いいたします。

厳しい評価ばかりされていると思っていたのですが、こういう形で全ての省庁のものをつなげて社会の役に立つものを作られているというのはすごいなと思いました。

浦野委員、お願いします。若干簡潔にしゃべっていただけると。

○浦野委員 ありがとうございます。

1点だけなのですが、このガイドラインを民間の例えば私たちみたいなNPOや企業さん等で被災地に入っていった民間の団体と活用の話し合いだとか、これを活用した住民の方々への周知の連携事例みたいなものがあれば教えてください。

○荒井課長 具体的には、NPOとは少し異なりますけれども、先ほどの社会福祉協議会のほうにお配りし、あるいは御相談しといった事例はございます。

以上でございます。

○浦野委員 基本的に紙媒体をお渡しするということところで、例えばオンラインでその中身に関して少し説明会なところを支援者側にするとか、そういったところは特にはなかったのですか。

○荒井課長 紙媒体以外ももちろん、要はネット情報として入手できるようにはしております、これはそういうお話があればぜひ連携させていただくということになろうかと思っています。

○浦野委員 分かりました。ありがとうございます。

○福和主査 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。これで大体皆さん御意見は。

加藤委員。

○加藤委員 こういうのを作ると、多分相談件数はものすごく増えると思うのです。特に電話だとかメールでの相談に対応しようと思うと、やはりそれなりの体制を組まないといけないと思うのですが、今回体制はどういう感じになったのでしょうか。

○荒井課長 ありがとうございます。

御指摘のとおり、石川県の事務所と申しまして、平時は10名程度の体制でありまして、ただ、災害時には、隣県も隣県で実は富山県でも同じような活動をしているのですが、それ以外の事務所からの応援職員を派遣したり、あるいは総務省本省のほうから職員を派遣して、20名程度は体制を組めるようにしてきたという状況でございます。

○加藤委員 それでも足りないという感じですかね。

○荒井課長 もうちょっとできるかなというところになろうかと思います。

○福和主査 多分それは総務省さんが全部やってしまっただけは無理なので、各自治体のところでワンストップサービスの的にこれを受けるところと、その人が各部署に投げていくようなシステムティックな動きを全体でやるしかないですね。

それにしても、このガイドブックができたことでいろいろなことが動き始めるので、こういうのはすごくウェルカムですね。

○加藤委員 そう思います。

○福和主査 よろしいでしょうか。

そうしましたら、4つの御報告を受けた意見交換というのはここまでにさせていただきたいと思います。

誠に申し訳ないのですが、ここで一旦公開の場はここまでとさせていただきたいと思いますので、藤本企画官のほうからお願いいたします。

○藤本企画官 事務局でございます。

それでは、冒頭、このワーキンググループの中で決めました規則のとおり、ここで記者の方々につきましては御退席をお願いしたいと思います。会議の円滑な進行のため、御協力をよろしくお願いいたします。

(記者退室)

○藤本企画官 それでは、進行を再び福和主査をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福和主査 それでは、引き続きまして、議事の(2)報告書目次(案)の議論を始めたいと思います。

まずは、事務局のほうから非公表資料1の報告書目次(案)について御説明をお願いいたします。

○森久保参事官 非公表資料1の御準備をお願いいたします。A4横の一枚物でございます。

本ワーキンググループの報告書の目次案となっております。

大きくローマ数字でⅠとⅡがございますが、Ⅰにつきましては今回の能登半島地震の災害についてということで、地震の概要、被害の概要、政府及び地方公共団体の主な対応、今回の災害の特徴を踏まえた災害対応ということにしております。

それから、Ⅱといたしまして、今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針ということになってございまして、その中に1ポツから8ポツまで太字でございます。1ポツが直接被害への対応、2ポツとして国・地方公共団体等における災害応急対応、3ポツとして被災者支援、4ポツの物資調達・輸送、5ポツとして住まいの確保・まちづくりといったことで分野ごとに取りまとめを行うとともに、6、7といたしまして、横断的な整理といたしまして、多様な主体の連携等による支援体制の強化、それから、7ポツとして特徴的な災害を踏まえた対応ということで整理をした上で、最終的に8番としては引き続き検討すべき事項ということで、今後想定される大規模災害とか複合災害への対応策について充実をしていくというような大きな構成でいかがかと考えているということでございます。

中身でございますが、1ポツの直接被害の対応につきましては、人的・建物被害への対応、ライフライン被害への対応、インフラ被害への対応といったことで分類しながら整理していったらどうかと考えております。

2ポツといたしましては、(1)として被災自治体等における対応、国・応援自治体・関係機関による支援、実効性のある応援・受援計画の策定、人材確保、災害対応業務に関する装備品、環境の充実といった中身で考えております。

それから、右に行きまして被災者支援ということで、避難所における生活環境ということで生活衛生の確保、食事の確保、生活空間の確保といったこと、それから、保健・医療・

福祉支援と相互連携、避難所の運営体制、指定避難所以外の避難者を含めた状況把握及び支援、2次避難等、それから、専門性を有するNPO法人・民間企業等との連携による一体的支援。

4 ポツの物資調達・輸送につきましては、平時の備蓄のあり方、支援物資と物資調達のあり方、物資の備蓄・調達・輸送の状況把握におけるデジタル技術の活用、それから、専門性を有する民間企業等との連携による一体的支援ということで考えております。

5 ポツといたしまして住まいの確保、公費解体の円滑化及び災害廃棄物処理、将来的な社会変化及び地域の特徴を踏まえた復興まちづくり、早期の復興まちづくりを可能とするための事前防災まちづくりといったことで考えております。

それから、6 ポツに行きまして、被災地以外からの被災者に対する支援、災害応急対応、被災者支援に従事する職員の健康管理、NPO法人や民間企業・ボランティア等の力を最大限活かすための体制整備。

7 ポツとして、被害状況を把握するための情報の共有・一元化、アクセス困難地域における多様な侵入手段の確保ということでございます。

8 ポツは引き続き検討すべき事項ということにさせていただきます。

簡単でございますが、以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございます。

まずは、初めての目次案ですから、いろいろな御意見があると思いますので、抜け、漏れがないとか、分類の仕方がこれでいいかどうかなど、皆さんから御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

まずは大きなところから見たほうがいいと思いますから、この8つの大きな章立てについて、まずはこういう方向でいいかどうかです。1から5番までが個別具体的な今回の課題で、それを受けて、全体的に俯瞰して物を見たときに。

馳知事、よろしくお願いいたします。

○馳知事 石川県知事の馳です。

基本方針の取りまとめ、ありがとうございます。これを踏まえて7点発言させていただきます。

まず1. 直接被害への対応ですが、ここの(3)インフラ被害への対応のところで、平時からの幹線道路の強靱化をぜひお願いしたいと思っています。石川県はもともといわゆる梯子のようなダブルラダー構想をしておりましたが、今回、やはり幹線道路はもっと標準化しなくてはいけないと。魚の骨作戦と考えておりますが、半島における必須の要件だと思います。

次に3. 被災者支援のところですが、ここでの(1)避難所における生活環境についてですが、国による備蓄の推進と学校体育館における空調設備の支援整備は必須と申し上げたいと思います。なぜかという、被害想定をはるかに超えた地震でした。また、半島でした。なかなか物資が届きませんでした。たまたま正月だったので、各御家庭にお餅とか

食料がございましたが、残念ながらすぐ枯渇しました。改めての国による備蓄の推進、また、避難所である学校体育館は本当に寒かったです。だから、すぐに広域避難を指示いたしましたが、学校体育館の空調設備は必須だと思います。

それから、この（４）の指定避難所以外の避難者を含めた状況把握及び支援ですが、こここそ平時からのデジタル技術を活用した所在把握の仕組みは必須だと思っています。

隣に行って、５．住まいの確保・まちづくりですが、ここはそもそも必要な土地の確保、また、公費解体だけではなくて、公費解体と自費解体を含めた対応方針の確認をふだんからしておく必要があると思います。

６のほうに行きます。官民連携等による支援体制の強化ですが、やはり道の駅の活用はもっともっとできると思います。防災機能強化のために、キャンピングカー協会とかトイレトレーラーもよかったです。トレーラーハウスも必要です。洗濯カーも助かりました。ウォーター、スターリンクなど、道の駅を拠点にした防災機能の強化は必須だと思いました。大変助かったところもあります。

それから、（３）にあるNPO法人や民間企業との連携ですが、ふだんからいわゆる専門ボランティア団体との連携は必須という認識を持ちました。

最後８番目、引き続き検討すべき事項ですが、ぜひ災害救助法の改正で福祉サービスの提供についての規定をぜひお願いしたいと思っています。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

今の御発言は全て承るということですのでよろしいですか。どうもありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

まずは大項目として上に５つ置いて、その次に６、７と置いて今後の課題を語るという形の章構成ですが、まずこれに関してはよろしいでしょうか。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 １点、１番目の直接被害の対応なのですが、この対応というのは事前の備えと復旧のあり方みたいなものも含めて書かれるという意味で理解してよろしいですか。

○福和主査 だと思いますけれども、事務局のほうはそれでよろしいですか。

○森久保参事官 はい。

○福和主査 だから、時系列で言うと、後だけではなくて事前の対策も含めて。そうではないと書くところがなくなってしまいますよね。

○加藤委員 復旧だけ、例えば上水道などは、この間とある町の町長さんと話をしていて、更新に140億円かかるのです。人口１万人ぐらいしかいない。20年後、半分になるという中で、普通の復旧をすることに対して非常に疑問があるので。

○福和主査 おっしゃるとおりだと思います。それはよろしいですか。

そのほか、大きな枠組みとしてはどうでしょうか。

宇田川委員。

○宇田川委員 主査から大きな枠組みを確認してということで、確認的なことなのですが、これまで例えば男女共同参画局さんから話があったりして、ああいった指摘事項は、例えばここでいうと3の避難所の観点もあれば、2の応援者の観点もあったりするもので、それらはこの構成の中でそれぞれの章節のなかに入ってくるイメージであってまずでしょうか。あるいは今日の総務省様の広報のお話しとかも、それぞれどこかの章節に埋め込まれてくる。そういうイメージで合っていますでしょうか。

○森久保参事官 おっしゃるとおりで考えてございます。

○宇田川委員 ありがとうございます。

○福和主査 入れにくいものが出てきそうな感じもするので、それをどう扱うかで、その他に持っていくのか、それともばらして入れるのか、ここは事務局のほうでこれから苦勞するということになると思います。

では、大枠はこの5つの課題について論じた上で。

浦野委員、お願いします。

○浦野委員 これも確認なのですが、今回災害関連死がかなり多く出ていると感じているのですが、一応直接被害というところではない避難所以降のところに災害関連死の項目も触れるという認識でよろしかったでしょうか。

○福和主査 浦野委員、そこはまだ難しく、まずは大きな項目を見ておいて、災害関連死をどこに置くかはなかなか微妙なので、1の(1)に置くという考え方もあるし、後ろのほうに持っていくという考え方もあるので、その議論は一拍置いてからでもいいですか。

○浦野委員 分かりました。

○福和主査 大きな項目を一回決めないと、どこに置いていいかが決まらないので。

大原委員、どうでしょうか。

○大原委員 私もおおむね賛同していますが、半島であるという点についてもう打ち出したほうがいいかなという気はしています。

○福和主査 おそらくそれは7番のところに意図しているのです。7番の特徴的なというのは、半島であるということを多分強く打ち出していると思います。

○大原委員 それがあまり文章で出てきていないというか、例えば1番目の地震の概要と被害の間にここの地勢の説明を入れるとか、半島はそもそもどういう特徴があるところなのである。だからこういう被害なのであるみたいなところのリンクが少し薄いように見えまして、もうちょっと半島という特性がダイレクトに文面からも出るといいかなと思いました。

○福和主査 分かりました。それはおっしゃるとおりだと思います。

多分この1番の前のところに、そういうものが全体像として横長に一個章がいるのかもしれないですね。おそらく大原委員がおっしゃっているのは、全体について最初に記述するところが要るのではないかと。

○大原委員 そのとおりです。ありがとうございます。

○福和主査 個別具体的な半島の課題については、7番のところである程度触れていくということでもいいですか。

そうしたら、大枠はまずこれでお認めいただけると、個々の議論に入っていけるようになるので、よろしいでしょうか。大きな章構成についてはまず一旦これでフィックスさせていただいて、また必要に応じて元に戻ってもいいと思いますが、そうさせていただきたいと思います。

その後の(1)からいくつというのは、ここになると意見がものすごくあると思っていて、例で言うと、1の(1)はハザードのことばかり書いてあって、肝心の建物被害というものが表に出てきにくい構成になっているのです。だから、人的被害と言いながら人的被害のことが入ってこない枠組みになっていて、直接死の話と災害関連死の話というのを入れるのかどうか。この議論を始めると、多分今日は永遠の議論になるので、先ほどの浦野委員のこともよく分かるので、この下の(1)とか①、②、③、④はよく見ていただいた上で、項目として足りないことをみんなで洗い出すしかないかなと。今見ていて個人的にはそんな気がして、今日言えるだけ皆さんに、とは言ってもあと10分しかないので、10分間で明らかに不足している項目とかというのをお一人ずつ順番にばばっと指摘していただくのが会議を進行する上では効率的で、足りない分については全てメールで事務局に指摘していただくという形で進行してもいいでしょうか。ちょっと強引なのですがけれども、そうではないと収まらない気がして。

では、最初の御発言を浦野委員からお願いしてもいいですか。残り10分ぐらいなので、一人1～2分の範囲で、足りないことを指摘する、あるいは修正コメントをするということでもいいでしょうか。トップバッターは浦野委員ということで。

○浦野委員 すぐにお答えできないので、私はメールベースでやらせていただいてもいいでしょうか。

○福和主査 でも、さっきの災害関連死の話はいいですか。

○浦野委員 災害関連死の話は入れていただく。背景がかなりいろいろあると思うので、もともとの避難生活の環境の悪化といったところもそうだし、それが在宅なのか、避難所なのか、そういったところでもあるので、どんなふうに項目立てをすればいいかというのがすぐに思いつかないです。

○福和主査 悩ましいので、本当は人的・建物被害への対応というタイトルがあるのだったら、そこに直接死と関連して例えば書いて、災害関連死の理由としてはこんなことが挙げられるという項目出しをしておいて、それはそれぞれの節のところを持って行って書くとか、そういう作戦を考えないとうまく書けないような気がしていて、だけれども、浦野委員の今の言い方だと、やはり災害関連死全体で一回は項目を作っておいたほうがいいですよ。

○浦野委員 そうですね。

○福和主査 だとすると、1の(1)に書くのが一番自然な気もしたりして、ここも悩み

ながら。

○浦野委員 お願いします。

○福和主査 では、そのほか、順番に行きましょうか。まずはここにいらっしゃる方から順番に、あいうえお順で宇田川委員から。

○宇田川委員 宇田川でございます。

かなり汎用的な表現をされていますので、この中で読めることが大半かと思いましたが、項目としては一旦これで、今日の段階では追加はなくてもよいかなと思いました。

○福和主査 よろしいですか。

では、加藤委員、いかがでしょうか。

○加藤委員 なりわいとか地場産業の再建という項目を、5番ですかね。5番はタイトルで住まいに限定されてしまっているけれども。

○福和主査 経済がないのですよね。おっしゃるとおりです。

○加藤委員 それが必要なのと、今回というか今の時代、これからの時代への対応ということで、マンパワーが働き方改革を含めて以前と比べると格段に減っているということや、復興に必要な建設業系のマンパワーが落ちているとか、時代の変化をきちんと取り出して書く必要があるかなと思いました。

○福和主査 分かりました。それは大事なので、さっきの大原委員からの地勢的な話に加えて、現状の社会的な特徴も含めて頭書きにそういうものがあるといいかもしれません。

○加藤委員 頭で書いておいて、この今回の章立てだと7のところに inser するという感じがなと。

○福和主査 そうだと思います。ですから、最初、ここの0番みたいなところで、今回の被災地の特徴と現代の社会の状況みたいなことを少しまとめて記すような形にしましょうか。時代背景と地域の背景と。そうすると、後ろがつながりやすいですね。

○加藤委員 そう思います。

○福和主査 分かりました。それは大事なことだと思います。

それから、産業に関わる事柄を入れやすくしようとする、これからのことを考えると、産業を何も書いていないのはちょっとまずいかもしれないので、書くことが少ないかもしれないのでそうされたのかもしれないけれども、やはり章立てとしては章としてあったほうがいいのかも。

○加藤委員 それか、5のタイトルを変えて住まいと生活の再建みたいにするか。

○福和主査 でも、これはどちらかというと、きっと起きた後の話を中心に書こうとしていたのではないかなと。どうでしょうか。

○福山補佐 事務局の福山です。

今、福和主査の御指摘のとおり、5ポツの住まいの確保・まちづくりのところは、発災後の復興であると。まちづくりの中で、加藤委員がおっしゃったなりわいとかそういった部分も広い意味で読めるのではないかなと思っていたところですけども、はっきりと分

かるフレーズがあるかどうかという点については事務局内で考えてみたいと思います。

○福和主査 独立させないのであれば、今だと5番に入れるのが一番入れやすそうですね。

産業のことは、どこかに触れましょうということでもいいでしょうか。

それでは、ここにいらっしゃる順番で、宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 1の(3)の⑥の通信・放送というのは、一般的にライフラインのほうに入るかなと思いますので、そちらのほうがいいのかなと思いました。

○福和主査 おっしゃるとおりだと思います。

では、(3)の⑥は私も(2)に行くのかなと思いますので、皆さん、よろしいですか。

1としてはこれは(2)に行って、全体を支えるものなどはやはりそちらのほうがいいかなと思います。

そういう意味で言うと、交通系というのを(3)に置くか、(2)に置くかというのちょっと悩まないといけないので、ここはちょっと悩んだ上で、この場所のほうがいいということではこちら、悩みながらどちらがいいかを考えることになりそうです。

そのほか。

では、大原委員、いかがでしょうか。

○大原委員 大原です。

私から4点ありまして、手短に1個ずつ申し上げます。

1点目が、インフラ被害のところに、県立病院もあるから病院も入れてもいいかなと思っています。後ろのほうに医療の話はあるのですけれども、物的被害は1章なのかなと思って、入れていただけたらと思います。

2点目ですけれども、以前にも意見を申し上げましたが、能登半島は前も地震があって、今回も群発地震中であったということで、今回の参考資料2にも入れていただいているのですけれども、今までの地震以降の取組がどのように功を奏したのかということも節で入れていただくといいかなと思います。

あと、被災者支援に多分寒冷地での御苦労とかは入っていると思うのですけれども、もうちょっと積雪寒冷地での御苦労や工夫なども文面でぱっと見えるように入っているとありがたいと思います。

先ほど産業のお話がありましたけれども、やはり輪島塗とか伝統産業とかがありますから、そういう文化とか地域の地場産業的な視点はぜひタイトルで見える形で入れていただけたらと思います。

以上です。

○福和主査 分かりました。

まずは、病院をインフラとして、病院のハード被害を(3)に入れるという御提案です。そ、そうしたときの3番の(2)との書き分けをどうするかということのを頭に入れて今のは御判断いただくことになりそうな気がしますけれども、大原委員、病院についてはそんな感じですね。

○大原委員　そうです。

○福和主査　それから、地震の起き方についてはどこかで触れておかななくては行けなくて、それは①の地震動に書くのか、今回の新しく入れる 0 番的なところにここの群発地震の状況とか、去年震度 6 強を受けていたとか、2007 年の地震の話とか、前段でそういうような場所であったとか、寒冷地や半島先端であるというようなことをそちら側にまとめて書くほうがやりやすいですかね。大原委員、どうでしょうか。そういったことはどこに書いたらいいか。

○大原委員　そういったところは前段で書いていただいてもいいですし、項目を書くときにそこらへんも意識して細かいところを書いてもらうとかというのでもありがたいと思います。

○福和主査　昔からの北前船で半島先端のところに歴史的文化があるとか、いろいろなお祭りも豊かな街であるとか、そういう奥能登的な、奥能登だけに入り過ぎてはいけないのですけれども、今回の被災地の特徴的な文章を頭を書くということで、大原委員、どうでしょうか。

○大原委員　分かりました。

○福和主査　そうすると拾いやすい気がします。

事務局的にはそういうやり方でもいいですか。

○森久保参事官　今回の半島の地震の特徴といったこととか、今、大原委員からもありましたこれまでの群発地震への対応といった特徴につきましては、I のここである緑のところの中で何か 1 つ章を作って、まとめて記述するのでもいいかとは思っています。

○福和主査　賛成です。緑の中に今のような時代、さっきの加藤委員からの時代の背景。

○森久保参事官　それも含めてですね。

○福和主査　そういうのも全部この緑のところに項目を入れて処理をしていく形で、大原委員、方向性としてよろしいですか。

○大原委員　結構です。

○福和主査　そのほか。

全員からは先ほど御発言をいただきましたので、もう退室されていると思いますので、輪島市の中山副市長、この目次構成に対して何か御意見がございましたら。

○中山副市長　特には今のところございません。またありましたらメールなどでお知らせしたいと思います。

○福和主査　ありがとうございます。

それでは、一通り目次が見えてきたので、これからどういう記述が入ってきそうかということが何となく見えてまいりましたので、ここの目次として不足があることがあれば、ぜひ次回までにメールで事務局にお伝えいただければと思います。

事務局の側では、ここまでできているので、今度はそれぞれの項目ごとにどんな記述をしようとしているかというのがおそらく箇条書きで出始めてくるという段階に入っていく

と思います。箇条書きで書き始めると、また委員の方々の御意見がいろいろ入ってくる
ことになりますから、次回それをいたしますので、よろしくお願いできればと思います。

そうしましたら、若干時間がオーバーしていますが、大体議論は今日ここまですればいい
と思いますので、事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。

○藤本企画官 福和主査、委員の皆様、また、御発表いただきました皆様、本日はどうも
ありがとうございました。

次回ですけれども、第6回会合の日程は9月25日水曜日の13時から15時を予定してござ
います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日のワーキンググループを終了させていただきます。あ
りがとうございました。